

○厚生労働省告示第百八十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月一日から適用する。

平成二十九年四月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三第六号を次のように改める。

六 削除

第三第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九 削除

第三第二十七号を次のように改める。

二十七 削除